

議 案 第 27 号

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

国民健康保険法等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

摂津市国民健康保険条例（昭和44年摂津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第28条」に、「第26条」を「第29条」に、「第27条—第30条」を「第30条—第33条」に改める。

第12条中「世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課

額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条の2中「第20条第1項、第20条の3第1項及び第2項並びに第20条の4第1項及び第2項」を「第20条、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条の3中「第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項、第20条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項並びに第20条の4第4項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項」を「第20条、第20条の3及び第20条の4」に改める。

第15条の5の2第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第15条の6中「第20条第4項において読み替えて準用する同条第1項並びに第20条の4第5項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項」を「第20条及び第20条の4」に改める。

第15条の10の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等

割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額
(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の15 第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

第18条第1項中「若しくは第15条の4」を「、第15条の4若しくは第15条の12」に改め、「定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第20条の3第1項(同条第3項)」を「第20条の3第1項(同条第2項又は第3項)」に改め、「第15条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第2項第1号(同条第3項)」を「同条第4項(同条第5項又は第6項)」に、「第20条の4第1項各号(同条第4項又は第5項)」を「第20条の4第1項各号(同条第3項から第5項まで)」に、「又は同条第2項各号(同条第4項又は第5項)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「額の算定」を「額又は第20条の5第1項に規定する額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の4の額、第15条の7」を「、第15条の4、第15条の7若しくは第15条の12」に改め、「定める額」の次に「、同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第2項第1号」を「同条第4項」に、「又は同条第2項各号に規定する」を「、同条第6項各号に定める額又は第20条の5第1項に定める」に改める。

第20条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の15に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定

める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の14第2項の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の5、第15条の8及び第15条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第1項中「次項」を「第4項」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「これらの規定中」を「同項中」に改め、「、「第15条第1項第2号」とあるのは「第15条の5の2第1項第2号」と、前項中「第20条第1項の」とあるのは「第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項の」とを削り、「第20条第1項各号」を「第15条第1項第2号」とあるのは「第15条の5の2第1項第2号」と、「第20条第1項各号」に改め、同項を同条第5項とし、同

条第2項中「第20条第1項の」を「第20条の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条第1項第2号」とあるのは「第15条の5の2第1項第2号」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条第1項第2号」とあるのは「第15条の14第1項第2号」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第15条第1項第2号」とあるのは「第15条の14第1項第2号」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「次項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に、「第20条の7第3号」を「第28条第3号」に改め、同条第5項中「第1項から第3項まで」を「第6項及び第7項」に、「第1項及び第2項中」を「第6項中」に、「第3項中」を「同項第2号中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と、第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「第1項及び第2項中」を「第6項中」に改め、「第15条の5の3」との次に「、同項第2号中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第3項中「第1項各号及び」を削り、同項を同条第7項とし、同条第2項中「第20条第1項の」を「第20条の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 第15条第2項の規定は、前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

る。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の4」と、「第15条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の2第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の2」とあるのは「第15条の10」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「第15条の2」とあるのは「第15条の15」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の14第2項」と読み替えるものとする。

第20条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の12」と、「第15条の2」とあるのは「第15条の15」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の14第2項」と読み替えるものとする。

第20条の5を次のように改める。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月

31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項又は前条第5項において読み替えて準用する同条第1項、同条第10項において読み替えて準用する同条第6項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第20条の6及び第20条の7を削る。

第24条中「6か月」の次に「（急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第30条を第33条とし、第27条から第29条までを3条ずつ繰り下げ、第6章中第26条を第29条とする。

第5章中第25条の次に次の3条を加える。

（保険料に関する申告）

第26条 保険料の納付義務者は、市長が別に定める日までに当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第27条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職の年月日

- (4) 離職の理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
(出産被保険者に関する届出)

第28条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該届出により明らかにすべき事項を公簿等によって確認することができるときは、これを省略させることができる。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の摂津市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 令和8年度における新条例第15条の15の規定の適用については、同条中「各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第29条の7第5項第10号に規定する額」とあるのは、「令第29条の7第5項第10号に規定する額」とする。